

# 釈明権に関わる諸問題

弁護士・常葉大学非常勤講師  
林 康弘 Yasuhiro Hayashi

## I はじめに

釈明権とは、口頭弁論の期日または期日外において、訴訟関係を明瞭にするために、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、または立証を促すことができる裁判所（裁判長）の権能である（民事訴訟法149条1項。以下、条文番号に法令名を記さない場合は民事訴訟法を指す。）。民事訴訟における訴訟資料の収集及び提出については、弁論主義が採用されており、釈明権は、弁論主義の形式的な適用による不合理を修正し、弁論主義を補充するものとして、その制度上の位置付けを説明されるのが一般的である<sup>1</sup>。

ところで、「釈明権」という用語は、日本語の一般的な意味での「釈明」とは異なっている。ある事項について具体的に説明し、主張・立証を行う（釈明する）のは当事者であり、裁判所は当事者の釈明を求め、促す立場にある<sup>2</sup>。しかし、149条の表題においても実務の慣行としても、裁判所が行使するものを「釈明権」または「釈明」と呼んでいる。こうした裁判所の権能については、審理における当事者と裁判官と

の間の認識のずれを解消して事案の真相を解明し、真の紛争解決を図るところにその目的ないし本質がある。そこで、法律家にとってすらすらやこしい用語は止めにし、「事案解明のための質問と指摘」とでも名付けるべきであろう。

また、実務上、当事者照会（163条）によることなく、「求釈明」と称して準備書面に質問事項を列挙し、直接相手方に回答を求めるような例や、弁論準備手続期日等において、一方当事者の代理人が相手方代理人に対して直接質問する例がしばしば見られる。法律上は、当事者には裁判長に対して事実上、法律上の事項に関して発問するよう求めることができるにすぎない（求釈明権ないし求問権、149条3項）。しかし、審理が混乱しそうになったり、質問が審理に不必要な事項に及んだりしない限り、裁判長の訴訟指揮権（148条2項）の一環として、当事者間の応答に任せて適宜コントロールするという運用が多くみられる。筆者は、訴訟代理人としての自己の業務では、釈明権に関しては原則として149条3項に従った方法でしか質問も回答もしないように心掛けている。この問題に限らず、実務上の運用によって、法律の規定に反する慣行が当たり前のようになり、法律

1 釈明権は、職権探知主義の下においても、訴訟関係の不明瞭を解消するため、その行使が予定されているから、正確には「弁論主義及び職権探知主義を補充するもの」とでもいうべきであろう。

2 日本法では、ドイツ法上の用語の直訳によって「釈明権」と呼称されることとなったが、正確には「釈明を促す権能」というべきであるとの指摘もされている（瀬木比呂志『民事訴訟法〔第2版〕』（日本評論社、2022年）298頁）。